

白河市不妊治療費助成事業のお知らせ

不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用外となる不妊治療費と不妊症検査費用の一部及び治療にかかる通院に対する助成を行います。

《助成を受けられる方》

次の要件をすべて満たす方

- ① 治療または検査を受けた期間及び申請日において、夫婦（事実婚関係にある者を含む）ともに又は一方が市内に住所を有する方（一方が他市町村から助成を受けている場合は対象となりません。）
- ② 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦
- ③ 夫婦に市税等の滞納がない方
- ④ 福島県不妊治療支援事業助成金の交付決定を受けた方
- ⑤ 令和6年4月1日以降に終了した治療・検査

《対象となる治療》 県の助成内容に準ずる

助成対象	助成額
① 保険適用外となる治療 （体外受精・顕微授精とPRP療法等の保険適用外の治療を併用する場合）	上限15万円 *採卵を伴わない場合は、上限5万円 *男性不妊治療を行った場合は、上限15万円を上乗せ
② 保険適用の治療と併用して実施した先進医療	上限5万円
③ 治療の回数上限又は妻の年齢上限を超えたことにより保険適用外となる治療	上限10万円 *採卵を伴わない場合は、上限5万円 *男性不妊治療を行った場合は、上限10万円を上乗せ *保険適用外の治療3回まで
④ 不妊症検査	上限3万円 *1組の夫婦につき1回 *最初に行った検査の開始日から、1年以内に実施した検査
⑤ 通院にかかる助成 （上記①～③の治療の場合）	1回の通院につき2千円 *県南地域の医療機関での治療は対象外

助成額は、治療にかかった費用から「福島県不妊治療支援事業」で受けた助成額を差し引いた額が上限額に満たない場合は、その額となります。

《申請に必要な書類》

- ① 白河市不妊治療費助成金交付申請書
- ② 福島県不妊治療費支援事業助成金に係る決定通知書の写し
- ③ 福島県不妊治療費支援事業助成金受診等証明書（様式2-1号又は2-2号）の写し
- ④ 不妊治療費の額を確認できる医療機関が発行した領収書及び明細書の写し
- ⑤ 申請日現在、市税等の滞納がないことを証明する書類（夫婦それぞれの納税証明書、非課税証明書等で3か月以内に交付されたもの）
- ⑥ 振込先の通帳の写し

《申請手続き》

助成を受けようとする方は、福島県不妊治療費支援助成金事業の交付決定を受け、**決定通知を受けた日の属する月の翌々月の末日までに、市の窓口または郵送にて申請してください。**
詳細につきましては、こども支援課にご相談ください。

《助成に関するお問い合わせ》

制度の詳細や申請方法については、市のホームページをご覧ください。
申請書様式は、ホームページからダウンロードできます。

《その他、福島県の相談窓口》

【福島県の助成制度のお知らせ/不妊・不育症に関する相談】

助成制度：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035b/huninn-joseikin.html>

不育症：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035b/fuikusyou.html>

県南保健福祉事務所 児童家庭支援チーム（白河市郭内127）TEL：0248-22-5647
女性のミカタ健康サポートコール（不妊相談等）TEL：0248-21-0067



相談・申請窓口

窓 口	住 所	電 話
こども支援課 母子健康係	白河市八幡小路7-1	22-1111（代表） 28-5523（直通）